

経理部門の基本有用情報

太陽 ASG 今月の経理情報

今回のテーマ： 震災特例法 —東日本大震災—

被災者支援策として、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」（震災特例法）が4月27日に公布・施行されました。

1. 震災損失の繰戻しによる法人税額の還付

震災欠損事業年度	適用要件	還付請求金額
2011年3月11日から2012年3月10日までの間に終了する各事業年度	①震災欠損事業年度において生じた繰戻対象震災損失金額がある場合	還付所得事業年度 ^{*1} の法人税額 $\times \frac{\text{繰戻対象震災損失金額}^{*2}}{\text{還付所得事業年度の所得金額}}$
2011年3月11日から同年9月10日までの間に中間期間が終了する場合	②繰戻対象震災損失金額が生じた各事業年度の確定申告書又は仮決算による中間申告書の提出と同時に、還付請求書を提出すること	

*2)欠損金額のうち東日本大震災により棚卸資産等について生じた損失の額で一定のものに達するまでの金額

2. 利子・配当等に係る源泉所得税額の還付

2011年3月11日から同年9月10日までの間に中間期間が終了する場合、仮決算の中間申告により、法人税額から控除しきれない利子・配当等に係る源泉所得税額は、震災損失金額の範囲内で還付されます。

3. 被災代替資産等の特別償却

2011年3月11日から2016年3月31日までの間に①被災した資産（建物、構築物、機械装置、船舶、航空機、車両）の代替として取得する資産、②被災区域内において取得する資産（建物、構築物、機械装置）について、特別償却を適用することができます。

資産の区分	2014年3月31日以前に取得した場合	2014年4月1日以後に取得した場合
建物・構築物	15%（中小企業者等は18%）	10%（中小企業者等は12%）
機械装置・船舶・航空機・車両	30%（中小企業者等は36%）	20%（中小企業者等は24%）

4. 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例

法人が、2011年3月11日から2016年3月31日までの期間内に、次の買換えを行った場合には、圧縮記帳により課税を繰延べることができます。

	譲渡資産	買換資産
被災区域内から被災区域外 又は 被災区域内から被災区域内	被災区域内の土地等又はこれらとともに譲渡する建物・構築物（2011年3月11日前に取得したものに限り）	国内にある土地等 又は 国内にある事業の用に供される減価償却資産
被災区域外から被災区域内	被災区域外の土地等、建物・構築物	被災区域内の土地等 又は 被災区域内にある事業の用に供される減価償却資産

お見逃しなく！

- 被災した棚卸資産等の修繕費用の見積額について、災害損失特別勘定の繰入が認められています。